

舞台技術者派遣等コーディネート事業実施要領

1 目的

この要領は、地域で舞台公演等を実施する際に、舞台技術者（以下「技術者」という）の確保が困難な文化施設等（以下「団体」という。）に対し、公益財団法人北海道文化財団（以下「財団」という。）がコーディネーターを依頼し、技術者を紹介する場合等に必要な事項を定めるものとする。

2 対象団体

- (1) 文化施設の管理・運営団体
- (2) 市町村
- (3) 市町村教育委員会
- (4) 地域文化団体
- (5) 実行委員会等

3 コーディネーターの依頼

団体からの申請に基づき、業務分野（照明、音響等）を考慮のうえ、財団が選定するコーディネーターに依頼するものとする。

4 コーディネーターの業務内容

財団からの依頼に基づき地域の舞台公演等に派遣可能な技術者の選定・紹介等を行う。

5 経費の負担

財 団：コーディネーターの謝金（必要に応じて旅費を支給）

申請団体：技術者に関わる経費（謝金、旅費等）

6 申請等の手続き

(1) コーディネート事業の実施申請

技術者の紹介を希望する団体は「舞台技術者派遣コーディネート事業申込フォーム」により財団に申請する。

(2) コーディネーター決定の通知

財団は選定したコーディネーターの氏名等を申請団体に通知する。

(3) 事業の完了報告

団体及びコーディネーターは、技術者の紹介等完了後、速やかに「舞台技術者派遣コーディネート事業報告書」を財団に提出する。

7 この要項に定めるものの他必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。